

報告第21号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月29日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第21号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年11月13日

甲賀市長 岩永裕貴

11,732円

(参考) 令和5年8月15日、甲賀市水口町宮の前地先の市道新町・貴生川幹線において、市有自動車及び相手方自動車双方の不注意による事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

報告第21号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和5年8月15日、甲賀市水口町宮の前地先の市道新町・貴生川幹線において、市有自動車及び相手方自動車双方の不注意による事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】 11,732円

【示談日】 令和5年11月13日

位置図

